

第
1374
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 8月10日 火曜日

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

海外旅行のおみやげと税金

Q : 私は、今年の夏休みに初めての海外旅行に出かけます。海外で買ったおみやげの免税について教えてください。

A : 海外で買った品物には免税枠が定められていて、その枠を超えた分については関税をとられます。

【解説】

海外旅行のおみやげにつきものの税金は関税です。現在のわが国の関税は、輸入貨物にかけられるもので、その税率には日本独自で決めるものと外国との協定により決めるものがあります。

海外旅行のおみやげを携帯したときや、別送品・郵便物などで送った場合も、貨物の輸入として課税されます。

ただし、免税枠というのが設けられていますので、その枠内であれば関税はかかりません。免税枠は、次のようになっています。

種類	数量または価格
酒類	3本 (1本760cc程度のもの)
紙巻たばこ	200本
葉巻たばこ	50本
その他のたばこ	250g
香水	2オンス (約57g)
上記以外	海外市価の合計額20万円 (1種類の合計額が1万円以下 のものは上記とは別枠)

上記の免税枠はすべて成年者1人あたりのもので、未成年者には酒やたばこの免税扱いはありません。

